

総務文教常任委員会

H26. 6. 17 (火)

午前10時00分～

第3委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 案件

○公契約条例制定の検討に係る参考人意見聴取について

○放課後児童会に係る要望事項等について

○第9号議案 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

4 その他

○次回の日程、内容について

参考人名簿

亀岡市建設業協会

会 長	堤 周三	様
副会長	楠原 健	様
副会長	古谷 俊明	様
事務局長	田中 篤	様

6月17日（火）にお聴きしたい主な内容

- 本条例は事業者と労働者を保護するものであると認識しているが、条例を制定することについて、事業者としての考えは？
- 本条例の制定に伴う事務手続き等の負担について、どのように考えておられるか？
- 本条例の対象となる契約案件について、市が最低賃金等の労働条件について調査をすることについての考えは？
- 本条例の制定が、事業者として不利になるとはどのような事か？

※あらかじめ出された質問は上記のとおりですが、当日は、これ以外にも質問が出るとお思いますので、よろしくお願いします。

亀岡市議会事務局 山内
Tel 25-5051（直通）

平成26年6月11日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏 様

亀岡市議会総務文教常任委員会
委員長 吉田 千尋

放課後児童会に係る早期対応の要望事項について

亀岡市議会の広聴活動の一環として、さる4月13日に、放課後児童会をテーマとした「わがまちトーク」を実施し、児童保護者等の出席者と意見交換を行ったところです。

その中で出された意見等について、テーマの所管である総務文教常任委員会において、意見集約や内容検討を行った結果、下記の通り、早期対応の要望事項等としてとりまとめましたので、対応等を検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、早期対応の要望事項とは別に、別紙の質問事項について、今後開催の、総務文教常任委員会（月例会等）において、説明等をいただきたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

記

1 早期対応の要望事項について

- (1) 運動会等の代休日における実施について
- (2) 長期休暇期間における4年生以上の受け入れ対応の実施について
※今年度からの受け入れ対応も含めて
- (3) 放課後児童会の利用者だけを対象としたアンケートの実施について
- (4) 早朝時に児童を預ける場合、保護者が付き添わなければならないことの改善について

<参考資料>

亀岡市議会「わがまちトーク」での意見について、要約まとめ（別添）

2 その他

質問事項については、別紙のとおり

放課後児童会等に係る質問事項

質問事項

- (1) 指導員の募集の仕方は、どのようにされているか。
- (2) 指導員の異動等の情報提供の機会を確保してもらえるか。
- (3) 児童の学年の差によって、負担額に違いがあるのか。
- (4) 災害発生時のマニュアルは作成されているのか。
- (5) 学校休校時に放課後児童会を開いている学校も、全国的にはあるように聞くと、亀岡市でも開くことは可能か。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成21年亀岡市条例第34号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例 平成21年12月22日 条例第34号 改正 平成23年12月22日条例第25号 平成24年3月30日条例第9号 (目的) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を実施することにより、保護者の就労等による放課後の家庭保育が欠ける児童に適切な遊び及び生活の場を与えることとし、児童の健全な育成を図ることを目的とする。 (平24条例9・一部改正) (設置) 第2条 事業を実施するため、亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)第1条に規定する小学校毎に放課後児童会(以下「児童会」という。)を設置する。 2 児童会の名称及び設置場所は、亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。 (対象児童)	○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例 平成21年12月22日 条例第34号 改正 平成23年12月22日条例第25号 平成24年3月30日条例第9号 (目的) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を実施することにより、保護者の就労等による放課後の家庭保育が欠ける児童に適切な遊び及び生活の場を与えることとし、児童の健全な育成を図ることを目的とする。 (平24条例9・一部改正) (設置) 第2条 事業を実施するため、亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)第1条に規定する小学校毎に放課後児童会(以下「児童会」という。)を設置する。 2 児童会の名称及び設置場所は、亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。 (対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、児童会を設置している亀岡市立小学校に在学する第1学年から第3学年までの児童であって、当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者による保育を受けることができない児童とする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 教育長が認める前各号に類する状態にあること。

(開設日及び開設時間)

第4条 児童会の開設日は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び開設しない土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

第3条 事業の対象となる児童は、児童会を設置している亀岡市立小学校に在学する第1学年から第4学年 (第4学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日における、午前8時30分から午後6時までの時間に限る。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。)までの児童であって、当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者による保育を受けることができない児童とする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 教育長が認める前各号に類する状態にあること。

(開設日及び開設時間)

第4条 児童会の開設日は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び開設しない土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 8月11日から同月17日までの間で教育長が定める日

(4) 12月29日から翌年の1月3日まで

(5) 気象警報発令により、小学校が休校の日及びその他の理由で小学校が休校の日

(6) 教育長が、災害その他やむを得ない事情があると認めた日

2 児童会の開設時間は、平日は授業終了後から午後6時までとする。ただし、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日にあつては、午前8時30分から午後6時までとし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるとき、又は災害その他やむを得ない事情があるときは、開設日又は開設時間を変更することができる。

(平23条例25・一部改正)

(入会の申請)

第5条 児童を入会させようとする保護者は、教育委員会が定めるところにより、入会の申請を教育長にしなければならない。

(入会の許可)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上入会の適否を決定し、教育委員会が定めるところにより保護者に通知するものとする。

(負担金)

第7条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者(以下「利用者」とい

(3) 8月11日から同月17日までの間で教育長が定める日

(4) 12月29日から翌年の1月3日まで

(5) 気象警報発令により、小学校が休校の日及びその他の理由で小学校が休校の日

(6) 教育長が、災害その他やむを得ない事情があると認めた日

2 児童会の開設時間は、平日は授業終了後から午後6時までとする。ただし、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日にあつては、午前8時30分から午後6時までとし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるとき、又は災害その他やむを得ない事情があるときは、開設日又は開設時間を変更することができる。

(平23条例25・一部改正)

(入会の申請)

第5条 児童を入会させようとする保護者は、教育委員会が定めるところにより、入会の申請を教育長にしなければならない。

(入会の許可)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上入会の適否を決定し、教育委員会が定めるところにより保護者に通知するものとする。

(負担金)

第7条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者(以下「利用者」とい

う。)は、児童1人当たり別表に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。

2 利用者は、前項の負担金のほか、別表の区分に関わらず、土曜日の利用については、1回当たり200円を毎月末までに納入しなければならない。

3 利用者は、前2項の負担金のほか、特別の行事、活動及びスポーツ安全保険その他児童会の運営に必要な経費を負担するものとする。

(負担金の減免)

第8条 教育長は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会が定めるところにより、前条に規定する負担金を減額し、又は免除することができる。

(負担金の還付)

第9条 既納の負担金は、還付しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第25号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

う。)は、児童1人当たり別表に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。

2 利用者は、前項の負担金のほか、別表の区分に関わらず、土曜日の利用については、1回当たり200円を毎月末までに納入しなければならない。

3 利用者は、前2項の負担金のほか、特別の行事、活動及びスポーツ安全保険その他児童会の運営に必要な経費を負担するものとする。

(負担金の減免)

第8条 教育長は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会が定めるところにより、前条に規定する負担金を減額し、又は免除することができる。

(負担金の還付)

第9条 既納の負担金は、還付しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第25号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

【別記1 参照】

この条例は、公布の日から起算して、1年以内に教育委員会が別途規則で定める日から施行する。なお、施行があるまでは、従前の例による。

別表(第7条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

現行

区分	5月、6月、9月、10月、11月、12月、1月、2月		4月、7月、3月		8月	
	1人入会の場合及び 同一世帯から2人以上入会している場合 の最年長児童 (第1子)	同一世帯から2人以上入会している場合 の左以外の児童 (第2子以降)	1人入会の場合及び 同一世帯から2人以上入会している場合 の最年長児童 (第1子)	同一世帯から2人以上入会している場合 の左以外の児童 (第2子以降)	1人入会の場合及び 同一世帯から2人以上入会している場合 の最年長児童 (第1子)	同一世帯から2人以上入会している場合 の左以外の児童 (第2子以降)
負担月額	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円
	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。					

改正後（案）

区分	5月、6月、9月、10月、11月、12月、1月、2月		4月、7月、3月		8月	
	1人入会の場合及び 同一世帯から2人以上入会している場合 の最年長児童	同一世帯から2人以上入会している場合 の左以外の児童 (第2子以降)	1人入会の場合及び 同一世帯から2人以上入会している場合 の最年長児童	同一世帯から2人以上入会している場合 の左以外の児童 (第2子以降)	1人入会の場合及び 同一世帯から2人以上入会している場合 の最年長児童	同一世帯から2人以上入会している場合 の左以外の児童 (第2子以降)

	(第1子)		(第1子)		(第1子)	
負担月額	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円
	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。					